

### 大津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年2月23日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	重	森	昭彦
同	杉	浦	智子
同	武	田	平吾

#### 1 準公金の取扱いについて

- (1) 監査執行対象機関名 市民部文化・青少年課
- (2) 監査執行日 平成29年9月21日
- (3) 監査の結果

市民部文化・青少年課においては、今年度から、文化祭実行委員会が従前から行ってきた市文化祭事業と市が主催してきた美術展及び写真展の事業とを実施する主体として新たに発足した湖都文化実行委員会の経理事務を担うこととなり、新たに準公金を取り扱う事務が増えることとなった。

このような事例は、「各種団体の経理事務は、本来、団体が自ら行うものであり、地方自治法の趣旨や過去の職員の不祥事からの反省により、従前から市が処理しているものであっても団体の自主運営に委ね、その解消を図っていく。」とする市の方針に相反している。

このことから、全庁に対し改めて方針を示し、実施状況を把握され、職員が取り扱っている経理事務の団体への移管に努めるとともに、準公金事務処理要領に基づく適正な事務処理の周知徹底に取り組まれたい。

- (4) 措置状況報告日 平成30年1月31日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容（総務部コンプライアンス推進室）

準公金の取扱いについては、準公金事務処理要領に基づき、年度当初に各所属に対し、準公金取扱いマニュアルの記載内容の確認並びに新たな事務処理の洗い出し及び既存の処理方法の見直しを依頼し、提出された確認作業報告書及び準公金取扱状況一覧表を確認することにより、各所属における準公金の取扱い状況の把握に努めています。また、毎年各部局において、コンプライアンス推進員が指名した職員による準公金検査を実施し、準公金取扱事務の適正化を図っています。

準公金のうち、協議会、実行委員会等の外部団体等の会計に属する現金については、その経理事務を団体の自主運営に委ね、取扱いの解消を図っていくとする市の方針に基づき、平成26年度に全庁的に見直しを実施したところですが、しかしながら、平成29年度に新たに発足した実行委員会において当該方針に相反する事例があるとの御指摘を受けたことから、当該実行委員会の所管所属に対し団体において経理事務を行う体制を整備するよう指導を行うことを求め、また、「外部団体等現金の取扱いについて」（平成30年1月9日付け大総コ第1号）にて、改めて外部団体等現金の取扱いに係る方針を示し、現在、市が取り扱っている経理事務の外部団体への移管を求めるとともに、やむを得ず取り扱う場合においては、準公金事務処理要領に基づき適正に事務処理を行うよう通知したところです。

今後も、準公金事務処理要領に基づき、準公金の取扱いが適正に行われるよう、周知徹底を図っていきます。

#### 2 自家用自動車の公務使用制度の適正な運用について

- (1) 監査執行対象機関名 市民部青山支所
- (2) 監査執行日 平成29年11月1日
- (3) 監査の結果

庁外職場に自家用自動車通勤している者が、当該自家用自動車を一定の条件の下、承認を受けて公務に使用することができる公務使用制度がある。

しかし、庁外職場において、公用車が配備され、使用できる状況であるにもかかわらず、当該公用車を使用せず、公務使用制度による自家用自動車の承認申請を行い、出張を行っている事例が見受けられた。このことから、自家用自動車の公務使用に関する要綱に定められた条件に該当するか十分に確認するなど、公務使用制度の適正な制度運用を図られたい。

- (4) 措置状況報告日 平成30年1月31日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容（市民部自治協働課）

御指摘の事例は、当該庁外職場から提出された自家用自動車による出張承認申請について、自家用自動車の公務使用に関する要綱第4条第1号アに掲げる要件（公用車を使用できない状況における旅行であること）に該当すると判断し、出張承認を行ったものです。

御指摘後においては、課内において同要綱に定められた自家用自動車の公務使用条件等について正しく解釈した上で出張承認を行うとともに、各支所長に対して周知徹底し、適正に運用しているところであります。

### 3 学区体育団体活動補助事業の実績報告について

(1) 監査執行対象機関名 市民部市民スポーツ・国体推進課

(2) 監査執行日 平成29年9月21日

(3) 監査の結果

大津市学区体育団体活動補助金は、各学区の体育団体の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において助成を行い、もって市民スポーツの普及及び振興を図ることを目的として、市内36学区の体育団体に対して交付されている。

当該補助金については、年度当初の各学区の体育団体からの申請に基づき、所管課において積算した額を交付しているが、当該補助金の交付を決定した日の属する年度の末日までに実績報告書の提出を受け、履行確認を完了しなければならない。しかし、一部において体育団体側の理由等により、実績報告書を収受した時期が翌年度の4月1日以降となっているものや、確定通知日が出納閉鎖期日の翌日以降となっているものがあり、地方自治法施行令、大津市財務規則、当該補助金交付要綱等の関係規定に適合していないものが見受けられた。

補助金の交付等の手続においては、会計年度の所属区分等、法令等に規定されている会計処理のルールを十分に認識するとともに、実績報告書の提出の期限の厳守については、補助を受ける体育団体に対して指導を徹底されたい。

(4) 措置状況報告日 平成30年1月31日

(5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容（市民部市民スポーツ・国体推進課）

法令等で定められている会計処理のルールを遵守し、補助金交付団体に対して実績報告書を当該年度中に提出するよう改めて指導します。また、補助金確定の事務処理についても、出納整理期間内に完了するよう徹底します。